

酒井重工業株式会社

証券コード：6358

第77回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階ロース
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件



郵送又はインターネット等による議決権行使期限
2025年6月26日（木曜日）午後5時45分まで
※詳細は3頁をご参照ください

SAKAI

MASTERS OF COMPACTION

自動運転ローラ

ARMs

自動

遠隔

手動





株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第77回定時株主総会を2025年6月27日（金曜日）に開催致しますので、ここに招集のご通知をお届け致します。第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2025年6月5日

酒井重工業株式会社

代表取締役社長 酒 井 一 郎

株主各位

証券コード 6358

2025年6月5日

東京都港区芝大門一丁目9番9号

酒井重工業株式會社

代表取締役社長 **酒井 一郎**

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sakainet.co.jp/ir/stock/soukai.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「酒井重工業」又は「コード」に当社証券コード「6358」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号 芝パークホテル 2階ローズ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3 目的事項 報告事項 1. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに、会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）2名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

4 議決権行使について
のご案内 3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5 電子提供措置に関する事項 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送り致しますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

(1)事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容」、「反社会的勢力排除に向けた基本方針及び整備状況」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び「株式会社の支配に関する基本方針」

(2)連結計算書類の「連結注記表」

(3)計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載致します。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 ○●○○○○○○○ 株 主 総 会 日 議 決 権 の 数 XX 股 _____ _____ _____ ××××年××月××日	振替口座現在のご所有株式数 XX 株 議 決 権 の 数 XX 股 _____ 1. _____ _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____
--	---

ロデザイン用QRコード

見 本

※ハスワード
XXXXXX

ロデザイン用QRコード

見 本

※ハスワード
XXXXXX

○●○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

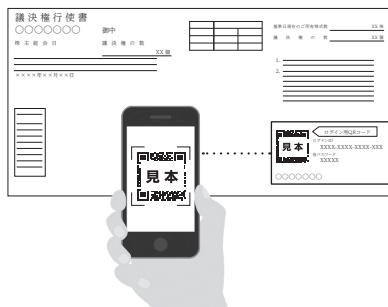
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱い致します。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱い致します。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を重視し、業績と健全な財務体質に裏付けられた成果の配分を基本方針としております。

当期末の配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案した結果、以下のとおりと致したいと存じます。

①配当財産の種類

金銭と致します。

②配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株につき金 **60.5円**

配当総額 **516,120,418円**

※当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。2024年9月30日を基準日としてお支払いしました中間配当金（1株につき85円）は、当該株式分割実施後の1株当たり配当金に換算すると42.5円に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は1株当たり103円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

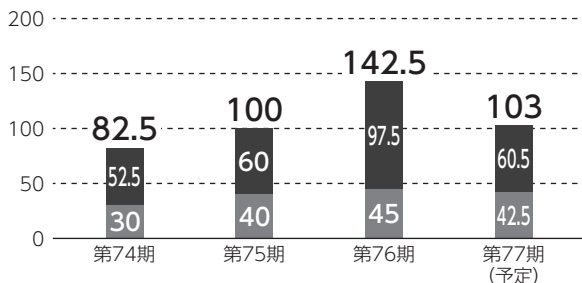
2025年6月30日

<ご参考>

配当金の推移

■中間 ■期末

(単位：円)



※当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

このため、1株当たりの配当金につきましては、当該株式分割が実施されていたと仮定して記載しております。

第2号議案

取締役（監査等委員である者を除く）2名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である者を除く取締役2名は、任期満了となります。つきましては監査等委員である者を除く取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は次のとおりであります。



候補者番号

1

さ か い い ち ろ う
酒 井 一 郎

生年月日

1961年12月4日

再任

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）]

1990年7月 当社入社

1991年6月 当社取締役経営企画室副室長

1993年7月 当社常務取締役業務推進室長

1995年3月 当社代表取締役社長（現任）

1995年4月 SAKAI AMERICA, INC.取締役会長

2000年1月 SAKAI AMERICA MANUFACTURING, INC.
取締役会長

2008年12月 SAKAI AMERICA, INC.取締役会長

2019年6月 株式会社プロネクス社外取締役（現任）

所有する当社の株式数

275,928株

在任年数

34年

取締役会出席状況

19/19回

取締役候補者とした理由

同氏は1991年6月取締役に就任、1995年3月より当社代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験と高度な知識を有しております。同氏は当社グループの中期的発展とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると考えられるため、取締役候補者としております。



候補者番号

2

みずうちけんいち
水内 健一

生年月日

1955年2月23日

再任

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）]

1982年 8 月	当社入社	2016年 6 月	当社取締役国内事業本部長、国内営業部長
1995年 4 月	当社営業本部国内営業部四国営業所長	2017年 7 月	当社常務取締役国内事業本部長、国内営業部長
2006年 4 月	当社国内事業本部広域営業部長	2019年 6 月	当社常務執行役員国内事業本部長、国内営業部長
2014年 4 月	当社国内事業本部長、国内営業部長	2020年 4 月	当社専務執行役員国内事業本部長、国内営業部長
2014年 6 月	当社取締役国内事業本部長、国内営業部長	2022年 4 月	当社専務執行役員国内事業本部長
		2022年 6 月	当社取締役専務執行役員国内事業本部長（現任）

所有する当社の株式数

42,300株

在任年数

3年

取締役会出席状況

19/19回

取締役候補者とした理由

同氏は2014年6月に取締役就任し、国内事業本部長として国内市場における当社製品の営業活動を行ってきました。同氏は道路機械のマーケティング経験が豊富で、当社のグローバルニッチ戦略展開に適任であるため、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名のうち清宮一志氏および朝倉陽保氏の2名は任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



候補者番号

1

よしかわ たかお
吉川 孝郎

生年月日
1962年4月27日

新任

〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

1999年 4 月	当社入社	2025年 4 月	当社執行役員管理部管掌（現任）
2010年 4 月	当社管理部長		
2010年 6 月	当社取締役管理部長		
2011年 6 月	当社執行役員管理部長		

所有する当社の株式数

11,700株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一 / 一回

監査等委員会出席状況

一 / 一回

取締役候補者とした理由

同氏は決算業務を含む当社の経理業務に長く携わり、その分野で余人をもって代えがたい知識を有しております。2010年4月から管理部長として管理・人事・総務を統括する地位にあって経験を積んでおり、当社がより一層の業務拡大を企図する中で管理体制の強化を図るには適任であると考えられるため、監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は現行定款において、非業務執行取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、吉川孝郎氏の選任が承認された場合は、法令に定める限度で責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。）候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

2

あさくら はるやす
朝倉 陽保

生年月日
1961年4月16日

再任

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）]

1984年 4 月	三菱商事株式会社入社	2022年 11 月	HAマネジメント合同会社 代表社員（現任）
1999年 5 月	イバックス・グローバル・パートナーズ パートナー	2023年 6 月	当社社外取締役（現任）
2001年 2 月	カーフィル・グループ マネージング・ディレクター	2024年 6 月	住友商事株式会社社外取締役（現任）
2009年 7 月	株式会社産業革新機構 専務取締役（COO）		
2016年 3 月	株式会社丸の内キャピタル 代表取締役社長（CEO兼CIO）		

所有する当社の株式数

1,000株

在任年数

2 年

取締役会出席状況

19/19回

監査等委員会出席状況

14/14回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏はプライベート・エクイティ・ファンドにおける長年の実績から、資本市場及び企業価値向上に関する幅広い知見を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると考えられるため、取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 朝倉陽保氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 朝倉陽保氏は、当社社外取締役候補者であります。
4. 当社は朝倉陽保氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。）候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 現在、朝倉陽保氏が代表社員を務めていますHAマネジメント合同会社と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考) 当社保有の政策保有株式に関する事項

2025年3月末時点の当社政策保有株式残高の連結純資産に対する比率は18.7%であり、昨年度から縮減を進めて参りました。

(1) 政策保有株式の保有方針について

当社は「政策保有株式に関する方針」を制定し、取引先との取引関係の強化や当社の事業発展に資すると判断した場合に、取引先等の株式を保有する方針としております。個々の保有株式については、毎年定期的に取り締役会において、保有目的の妥当性や保有の経済合理性、保有に伴う種々のリスク等に照らして保有継続の適否を総合的に検証しております。保有する意義が乏しいと判断された株式については、適宜売却をすることとしております。

また当社は、2024年6月に「政策保有株式に関する方針」の見直しを行い、政策保有株式の縮減に向けた取組みの一環として、政策保有株式残高を連結純資産の20%未満を超過しないようにする方針を明記いたしました。

(2) 政策保有株式の状況（2025年3月末時点）

上記方針に基づき、2024年度において政策保有株式の一部売却を実施し、5銘柄449,411千円（売却額ベース）の売却（全株売却4銘柄、一部売却銘柄1銘柄）に至りました。その結果、2025年3月末時点の政策保有株式残高は5,625,017千円、連結純資産に対する比率は18.7%となりました。引き続きこの方針に基づく運営に努めてまいります。

		2023年度	2024年度	増減
銘柄数（銘柄）	非上場株式	4	3	▲1
	非上場株式以外の株式	30	27	▲3
	合計	34	30	▲4
貸借対照表 計上額（千円）	非上場株式	34,191	6,691	▲27,500
	非上場株式以外の株式	5,958,572	5,618,326	▲340,246
	合計	5,992,763	5,625,017	▲367,746
連結純資産（千円）		29,165,866	30,130,504	+964,638
連結純資産に占める割合		20.5%	18.7%	▲1.8pt

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

本総会後初めての取締役会の終了のときをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の期限が満了することとなります。つきましては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、買収防衛策の3年間の更新を株主の皆様をお願いしたいと存じます。議案内容の詳細は以下のとおりであります。

【当社の買収防衛策についての考え方について】

当社は道路建設機械という建設機械業界の中でもニッチな分野の専門メーカーとして100年以上の歴史を重ねてきました。当社はこれからもこの道路建設機械事業に特化し、それを磨き続けることにより、グローバル市場における更なる成長を志向しております。

ローラを始めとする道路建設機械の製造・販売は長い経験に裏付けられたノウハウの蓄積がものをいうビジネスです。建設機械業界は、公共投資の増減によって必然的に好不況の波が生じてくる業種ではありますが、当社のような専門性の高いグローバル・ニッチ・ビジネスは、短期の業績のふれによって技術開発投資や開発計画を大きく変動させるような、近視眼的な経営姿勢とは対極にあるものです。

また、法的側面からしても、現在の日本の法制下では、当社の企業価値や株主の皆様の共同利益の確保・向上を侵害するような株式の大量買付けがあった場合でも、その内容を検討し、代替案を提示するための合理的期間・情報を得るのに十分な期間が与えられないおそれがあることも事実です。

当社は以上のような点を勘案し、以下のとおり買収防衛策をさらに3年継続する旨の取締役会決議を行い、2025年6月27日開催予定の当社第77回定時株主総会に議案として提出し、株主の皆様のご承認を仰ぐ方針です。

【買収防衛策の更新について】

当社は、2013年5月15日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社の20%以上の株式の取得行為（下記（注1）に規定するものをいい、以下「特定買収行為」といいます。）に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、2013年6月27日開催の当社第65回定時株主総会において、株主の皆様からその導入についてご承認いただきました。

また、当社は、2015年6月26日付で監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、本プランにも所要の変更を行っております。（2015年6月26日付当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の一部改定に関するお知らせをご参照ください。）

今般、本プランの有効期限が2025年6月27日開催予定の当社第77回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結後最初に開催される取締役会の終結のときまでとされていることを受け、2025年5月14日開催の取締役会において本定時株主総会での承認を条件として本プランを更新することを決定致しました。これにより本プランは、本定時株主総会で株主の皆様のご承認が得られた場合には、本定時株主総会後最初に開催される取締役会の決議をもって同日より発効することとなります。

本プランの更新につきましては、上記取締役会において、監査等委員である社外取締役2名を含む取締役全員の賛

成によって承認され、また監査等委員会の承認も得られております。なお、内容につきましては、現行の内容から実質的な変更はございません。

また、本日現在において、当社株式の大量買付行為の具体的な提案はなされております。

(注1) 「特定買収行為」とは次の①又は②のいずれかに該当する行為をいいます。

- ① 株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項）の買付行為及びこれに準ずる行為として取締役会で定めるもの（※）

※取締役会が、本日、「株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為及びこれに準ずる行為として取締役会で定めるもの」として決議した内容は以下のとおりです。

下記(a)から(d)のいずれかに該当する行為。なお、下記(a)から(d)にかかわらず、当社が行う株券等（金融商品取引法第27条の23第1項。以下別段の定めのない限り同じ。）の発行又は自己の有する株券等の処分（当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付に伴って行われるものを含む。）による当社の株券等の取得行為は含まれない。

- (a) 金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」（株券等（金融商品取引法第27条の2第1項。）の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいう。）によりその者の当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- (b) 上記(a)以外の態様で金融商品取引法第27条の23第1項又は第3項に規定される「保有者」に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- (c) 当社の株券等の保有者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項）に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- (d) 当社の株券等の保有者と金融商品取引法第27条の23第6項に定める関係を有することとなることで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為

- ② 買付け等の後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項。但し、公開買付者（金融商品取引法第27条の3第2項）の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合との合計とします。）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の公開買付けの開始行為（「買付け等の後の株券等所有割合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されるものとし、公開買付開始公告が行われた日の翌営業日が到来したことをもって「特定買収行為を行った」ものとし、）

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模な買付け等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付け等に係る提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付け等に係る提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要するおそれのあ

るもの、当社の株主の皆様や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありえます。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある当社株式の大規模な買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えており、このような者による当社株式の買付け等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、株主の皆様が大規模な買付け等に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する取り組み

1. 経営理念及び経営の基本方針について

当社は、道路建設機械事業を通じて、国土開発という社会事業に貢献することを経営の基本方針としています。ユーザの方々に信頼のおける製品とサービスを提供すること、道路建設機械のスペシャリストとして常に技術の深耕を図り、道路事業の発展に有益な技術を創造して行くこと、そして道路建設機械で培った専門技術を周辺分野の事業にも役立てて行くことが、当社の存在意義であり、責務であると考えております。

この基本方針に基づき、株主の皆様より出資された資金並びに社員の能力を最大限生かせる会社運営を行うことにより、株主の皆様の期待に応えられる業績を上げて行くことに全力を尽くして参ります。

2. 企業価値向上のための取り組み

我が国建設機械業界は、昨今の国内建設投資縮小とグローバル競争激化によって事業環境が激変し、現在大きな転換期を迎えております。当社と致しましては、我々の強みである道路建設機械事業の更なる専門化と国際化を会社の進むべき方向とし、事業構造の革新を強力に進めて行く方針であります。この為、(1) 国内事業の安定化、(2) 海外事業の拡大、(3) 魅力ある新製品開発を中期経営課題として定め、国際競争力の向上と国内外事業による安定的収益構造確立によって、国際市場におけるトップメーカーとしての地位を目指して参ります。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は企業統治体制として監査等委員会設置会社を選択し、監督機能強化の為、取締役会体制は独立社外取締役が全取締役の3分の1以上を占める構造とします。

取締役会の運営は、取締役会の監督機能と業務執行機能の分離徹底、取締役と執行役員の連携堅持を目的として、監督機能に重点を置いたモニタリング・ボード（全取締役）と、業務執行機能に重点を置いたマネジメント・ボード（全取締役＋全執行役員）の二つに取締役会を機能分割して運営します。

モニタリング・ボードとしての取締役会は、原則として四半期に一回、代表取締役の選解任、取締役の職務執行の監督を基本的な役割として、客観的かつ中長期的視点にたった経営の監督と、指名・報酬を含む経営の方向性に関する重要事項の審議を行うものとし、経営の監督機能に重点を置いた運営を行います。

マネジメント・ボードとしての取締役会は、取締役に全執行役員を加えて構成し、原則として月に一回、経営の基本方針と体制整備の決定、業務執行の決定を基本的な役割として、業務執行に関する重要事項の報告と審議を実施するものとし、経営の業務執行機能に重点を置いた運営を行います。

各監査等委員は、取締役として取締役会の審議に参加するとともに、監査等委員会として、取締役の職務執行の監査及び監査報告書作成、会計監査人の選解任議案決定、取締役の選解任及び報酬に関する意見決定を基本的な役割として、取締役の職務執行の妥当性・適法性について経営監視を実施します。

会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類の監査と会計監査報告書の作成、内部統制監査及び内部統制監査報告書の作成を行います。

このようなコーポレート・ガバナンス体制の下で当社は、取締役に対する実効性の高い監督と、公正かつ迅速な業務執行決定を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保して参ります。

Ⅲ. 本プラン更新の目的、概要及び内容

1. 本プラン更新の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう特定買収行為に対しては、適切な対抗措置を迅速かつ的確に講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると認識しております。かかる認識の下、当社は、特定買収行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に特定買収行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、本プランを更新することに決定致しました。

2. 本プランの概要

(1) 本プランの更新に係る手続き等

本プランについて株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、本プランについては、本定時株主総会において株主の皆様にお諮りすることと致しました。具体的には、特定買収者等（注2）の行使に制約が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てにつき、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から相当と認められる一定の附帯条件を付した上で、株主の皆様にご承認いただきたく、お諮り致します。

取締役会は、本日、本新株予約権の無償割当ての内容（詳細は別紙1をご参照ください。）を含め、本プランの具体的内容に係る事項の決議を行いました。本プランは、本日付で発効し、本定時株主総会において、本プランにつき出席株主の議決権（但し、議決権行使書による出席も含みます。以下同じ。）の過半数のご賛同（当該ご賛同を、以下「本総会承認」といいます。）を得られることを条件として、本定時株主総会後最初に開催される取締役会での決議をもって同日より発効し、2028年に開催される当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終了時まで有効であるものとします。但し、かかる本新株予約権の無償割当ては特定買収者等（注2）が出現した場合に行われるものですので、本総会承認時点において本新株予約権が実際に発行されるものではありません。本新株予約権の無償割当てについて、その内容を予め開示しておくことが、予測可能性の観点から株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えられますことから、本新株予約権の無償割当てに関する内容を可能な範囲で事前に決議し開示しておくものです。

（注2）「特定買収者等」とは、(1) 特定買収者並びに(2)（上記（注1）① に定める特定買収行為を行った特定買収者について）その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項、第6項）、(3)

(上記(注1)②に定める特定買収行為を行った特定買収者について) その特別関係者及び(4)これらと実質的に同一の者として取締役会で定める者(※)とします。

※取締役会が、本日、「(4)これらと実質的に同一の者として取締役会で定める者」として決議した内容は以下のとおりです。

以下のいずれかに該当すると取締役会が合理的に認めた者

- (a) 上記(1)から(3)に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
- (b) 上記(1)から(3)及び上記(a)に該当する者の「関連者」。「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又はその者と協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案される。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記(1)のうち上記(注1)①に定める特定買収行為を行った者又は上記(2)に該当する者との間で行っている者について、取締役会は当該(1)のうち上記(注1)①に定める特定買収行為を行った者又は上記(2)に該当する者の「関連者」とみなすことができる。

「特定買収者」とは、特定買収行為を行った者で、特定買収行為を行った時点(上記(注1)①②のいずれか早い時点とします。)までに下記(2)に述べる確認決議を得なかった者をいいます。

但し、以下の者は「特定買収者」に該当しないものとします。

- (a) 当社、当社の子会社、当社の従業員持株会及びこれらと実質的に同一の者として取締役会で定める者(※)
- (b) 当社の行った自己の株式の消却又は取得その他取締役会が定める行為(※)のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった者(その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後に1%以上増加することとなった場合を除きます。)

※取締役会は、「(a)これらと実質的に同一の者として取締役会で定める者」として「当社の従業員持株会のために当社株式を保有する者」を、「(b)取締役会が定める行為」として「当社の行った発行済株式総数若しくは議決権の総数を減少させる行為又は本新株予約権の割当て、行使若しくは強制取得の行為」をそれぞれ定めております。

(2) 買収提案者出現時について

本プランは、特定買収行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等について、事前の必要かつ十分な情報開示と相当な検討・協議期間等を確保し、もって企業価値及び株主共同の利益を確保・向上することを目的としております。

取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案(特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含みます。))に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定の基礎とその経緯、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響、その他下記①から⑦記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求める必要情報が記載されるものとします。必要情報が記載された当該提案(以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を「買収提案者」といいます。)を予め書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。なお、必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限りします。

「確認決議」とは、下記に述べます独立委員会が行った勧告決議を受けてなされる本新株予約権の無償割当てを行わない旨の取締役会決議をいいます。取締役会は、独立委員会から勧告決議がなされた場合、独立委員会の勧告決議を最大限尊重の上、その判断において確認決議を行うものとし、確認決議がなされた場合にはそ

の旨を開示するものとします。取締役会は、確認決議を受けた買収提案に対して、本新株予約権の無償割当てを行うことができないものとします。

取締役会の検討・審議期間は、買収提案受領日から60日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90日）以内とします。合理的理由がある場合に限り、30日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示致します。

本プランの適正な運用を図り、取締役会の恣意的判断の防止、判断の客観性の担保・合理性を担保するため、取締役会は、受領した買収提案を、独立委員会に速やかに付議し、またその旨を法令の要請に従い開示します。独立委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきであることを勧告する決議（以下「勧告決議」といいます。）を行うかどうかを審議します。

独立委員会は、取締役会から付議される買収提案を検討し、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から、勧告決議を行うかどうかを審議するほか、取締役会から付議されるその他の事項を審議するものとし、その決議は全員の過半数により行うものとします。独立委員会は3名以上で構成され、独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（それらの補欠者を含む）並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）から、取締役会により選任されます。なお、当社は本定時株主総会において本プランが承認されることを条件として、当社の社外取締役である朝倉陽保氏及び佐藤芳織氏並びに社外有識者から弁護士である遠山康氏を次期独立委員会委員に選任致しました。（各氏の略歴につきましては別紙2をご参照ください。）。なお、独立委員会は、必要があると判断した場合には、取締役会の同意を得て、当社の費用負担により、独立したファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家の意見を求めることができるものとします。

取締役会における確認決議及び独立委員会における勧告決議に係る検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点（以下の①から⑦の観点を含みます。）から真摯に行われるものとします。なお、以下の①から⑦に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案については、取締役会は確認決議を行わなければならないものとします。また、独立委員会は、取締役会に対して確認決議を行うべきでない旨を勧告することもできるものとします。

① 下記のいずれの類型にも該当しないこと

- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
- (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させてその処分利益をもって一時的な高配当やそれによる株価の急騰をねらって高値で売り抜けるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高い収益その他のリターンを得ようとする行為
- (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで行

収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為

- ② 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- ③ 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）その他買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- ④ 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- ⑤ 当該買収提案を当社が検討（代替案を検討し当社株主に対して提示することを含みます。）するための期間（買収提案の受領日から60日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。））が確保されていること
- ⑥ 当社の本源的価値に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による買収提案ではないこと
- ⑦ その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること

(3) 特定買収者出現時について

特定買収者が出現した場合（出現の有無は、当社に提出された大量保有報告書、公開買付届出書その他適切な方法により判断するものとします。）、すなわち確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、特定買収者が出現した旨の開示のほか、無償割当ての基準日、無償割当ての効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行するものとします。但し、無償割当ての基準日以前の日で取締役会が定める日（※）までに以下の(a) から(c) のいずれかの事由が生じた場合に限り、当該日までに、決議を行った本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせない旨を決議することができるものとします。

- (a) 特定買収者の株券等保有割合が20%を下回った旨の大量保有報告書が特定買収者から提出された場合
- (b) 特定買収行為に該当する公開買付けが開始された場合で、当該公開買付けが終了し又は撤回され、その結果、株券等保有割合が20%以上となる当社株券等の保有者が出現しないこととなった場合
- (c) 上記(a)(b)のほか、当該特定買収行為による脅威がなくなったと取締役会が合理的に認めた場合

※取締役会は、本日、「無償割当ての基準日以前の日で取締役会が定める日」として、「無償割当基準日の4営業日前の日」を定めております。

(4) 本総会承認及び本プランの有効期間等

本総会承認及び本プランの有効期間は、2028年に開催される定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結のときまでとしております。但し、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会は、取締役会決議により、本プランを廃止することができます。また、本総会承認又は本プランの有効期間の終了時点で特定買収者が出現している場合には、当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続します。

なお、本プランの運用にあたって当社が行う「株券等保有割合」、「保有者」、「共同保有者」、「株券等所有割合」、「特別関係者」、「特定買収者等」、「関連者」、「実質的同一性」その他の必要事項の確認又は認定等は、当該確認又は認定等が必要な時点において当社が合理的に入手できた情報に依拠して行うことができるものとします。

本プランにおいて、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。）の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。

取締役会は、本プランの有効期間中であっても、金融商品取引法を含む本プランに関する法令・判例、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃により、本プランに使用されている用語等を修正する必要がある場合、独立委員会の委員の交代、会社組織の変更等に伴う字句の読替え、又は誤字脱字等の理由により字句の修正をおこなうのが適切である場合等には、本総会承認の範囲内で必要に応じ独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

取締役会は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）その内容、その他取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(5) 本プランの合理性を高めるための工夫（株主意思の反映のための特段の措置等）

本プランは、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものですが、その合理性を高めるため以下のような特段の工夫を施しております。

(a) 本プランの更新にあたっての株主意思の確認

当社は、株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を得るため、本定時株主総会において、本プランの更新について株主の皆様にお諮りすることを予定しております。本プランが更新した場合には、取締役会は本総会承認の内容に服した上で、本新株予約権の無償割当てに関する事項や本プランの円滑な実行に必要な事項・措置を定めることとなります。

本定時株主総会において本プランにつき出席株主様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本プランは失効するものとします。

(b) 本プランに対する株主意思の反映

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、デッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社の監査等委員でない取締役の任期は1年となっておりますので、たとえ本プランの有効期間の満了前であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示して頂くことが可能であり、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。従いまして、本プランの廃止・変更には株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みになっております。

(c) 独立委員会による勧告

本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（それらの補欠者を含む）並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）から構成される独立委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から、買収提案について確認決議を行うべきである旨の勧告決議を行うかどうか、真摯に審議します。

そして、独立委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきである旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、独立委員会の当該勧告決議を最大限尊重しなければならないこととされています。

(d) 客観性を高めるための仕組み

取締役会は、上記 2. (2)①から⑦に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案については、確認決議を行わなければならないものとしており、客観性を高めるための仕組みが採られています。

(e) 本総会承認の有効期間の設定等

本総会承認及び本プランの有効期間を本定時株主総会から3年に設定しております。但し、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会は、取締役会決議により、本プランを廃止することができます。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

(f) 政府指針の適法性・合理性の要件を全て充たしていること

本プランは、経済産業省及び法務省が定めた2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件（新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件）、合理性の要件（株主や投資家等関係者の理解を得るための要件）を全て充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

Ⅳ. 株主・投資家の皆様に与える影響等

1. 株主・投資家の皆様に与える影響

本プランは、上記Ⅲ 1. において述べましたとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としており、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。そして、本プランの導入時点において新株予約権の発行は行われませんので、株主・投資家の皆様の権利に影響が生じることはありません。

仮に特定買収者が将来出現した場合、すなわち確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合には、上記Ⅲ 2. (3)のとおり本新株予約権の無償割当てが行われ、本新株予約権が株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、新株予約権の割当ての申込みを行わないことに伴う失権者が生じることはありません。また本新株予約権を当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することも可能としております。なお、無償割当基準日の3営業日前の日以降において上記Ⅲ 2. (3)に述べました無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得を行うことは予定していません。

2. 株主・投資家の皆様に必要となる手続き

本プランの更新時点において、株主・投資家の皆様に必要となる手続等はありません。

仮に特定買収者が出現した場合には、上記Ⅳ 1. のとおり、取締役会は、その旨及び無償割当基準日等を決議し公表します。本新株予約権は無償割当基準日時点の株主の皆様全員に無償で自動的に割り当てられますので、当社が上記公表においてご案内する内容に従い、所定の手続を行っていただくことをお願い致します。

本新株予約権の無償割当てが行われた場合、株主の皆様は、当社所定の新株予約権行使請求書その他当社の定める書類をご提出いただくとともに取得する株式1株あたり1円の払込みを行うことによって、本新株予約権を行使することができます。但し、上記Ⅳ 1. のとおり本新株予約権の強制取得が行われる場合には、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式が自動的に交付されますので、株主の皆様の本新株予約権の行使手

続をとっていただく必要はございません。なお、特定買収者等に該当しないことを確認させていただくための合理的手続を定めることを予定しております。

V. その他

本定時株主総会において本プランにつき株主の皆様のご承認が得られた場合に限り、本定時株主総会後最初の取締役会決議により本プランを更新することにつきまして、2025年5月14日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により承認されました。また社外取締役2名を含む当社監査等委員会からも、本プランの更新に賛同する旨の意見が表明されております。

以 上

本新株予約権及び無償割当ての内容

一 本新株予約権の内容は以下のとおりとする。

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

2. 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、2 株以下で取締役会が別途定める数とする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とする。

4. 本新株予約権を行使することができる期間

無償割当効力発生日以後の日から開始する取締役会が別途定める一定の期間とする。行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

5. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定買収者等が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含む。）は、行使することができない。

(2) 新株予約権者は、当社に対し、上記 5 (1) の条件を充足していること（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記 5 (1) の条件を充足していることを含む。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。

(4) 上記 5 (3) の条件の充足の確認は、上記 5 (2) に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによる。

6. 本新株予約権の行使手続等

- (1) 本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項その他取締役会決議により別途定められる必要事項を記載し、これに記名捺印した上、取締役会決議により別途定める必要書類を添えて取締役会決議にて別途定める払込取扱場所に提出し、かつ、上記3に規定する価額の全額を当該払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記6(1)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時に生じるものとする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額の全額に相当する金額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じるものとする。

7. 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、取締役会（又は会社法第265条第1項但し書きの規定に従い取締役会が定める機関）の承認を要する。

8. 取得条項

- (1) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で上記5(1)(2)の規定に従い行使可能な（すなわち特定買収者等に該当しない者が保有する）もの（上記5(3)に該当する者が保有する本新株予約権を含む。下記8(2)において「行使適格本新株予約権」という。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を交付して取得することができる。
- (2) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で特定買収者等の行使に制約が付されたもの（譲渡承認その他取締役会が定める内容のものとする。）を交付して取得することができる。なお、当該取得の対価として現金の交付は行わない。
- (3) 本新株予約権の強制取得に関する条件の充足の確認は、上記5(2)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによる。

9. 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令の規定に従い定める。

10. 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の本新株予約権を行使するときは各本新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができる。

11. 新株予約権証券の発行
本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

二 本新株予約権の無償割当ての内容は以下のとおりとする。

1. 株主に割り当てる本新株予約権の数
当社普通株式（当社の有する普通株式を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する普通株式の数を除く。）と同数とする。
2. 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主
無償割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（但し、当社を除く。）とする。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
無償割当基準日以降の日で取締役会が別途定める日とする。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン更新にあたり独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

- ① 朝倉 陽保（あさくら はるやす） 1961年4月生まれ

<略歴>

1984年4月 三菱商事株式会社入社
1999年5月 エイパックス・グロービス・パートナーズ パートナー
2001年2月 カーライル・グループ マネージング・ディレクター
2009年7月 株式会社産業革新機構 専務取締役（COO）
2016年3月 株式会社丸の内キャピタル 代表取締役社長（CEO兼CIO）
2022年11月 HA マネジメント合同会社 代表社員（現任）
2023年6月 当社取締役監査等委員（現任）
2024年6月 住友商事株式会社社外取締役（現任）

なお、朝倉氏と当社との間には特別の利害関係はございません。

- ② 佐藤 芳織（さとう かおり） 1971年11月生まれ

<略歴>

1993年1月 株式会社サトー入社
2007年1月 株式会社サトー専務取締役
2012年11月 株式会社サトー代表取締役（現任）
2022年6月 当社取締役監査等委員（現任）

なお、佐藤氏と当社との間には特別の利害関係はございません。

- ③ 遠山 康（とおやま やすし） 1965年5月生まれ

<略歴>

1988年3月 早稲田大学法学部卒
1993年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2000年9月 遠山康法律事務所設立 現在に至る
2006年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任）
2016年1月 東京簡易裁判所司法委員（現任）

なお、遠山弁護士と当社との間には特別の利害関係はございません。

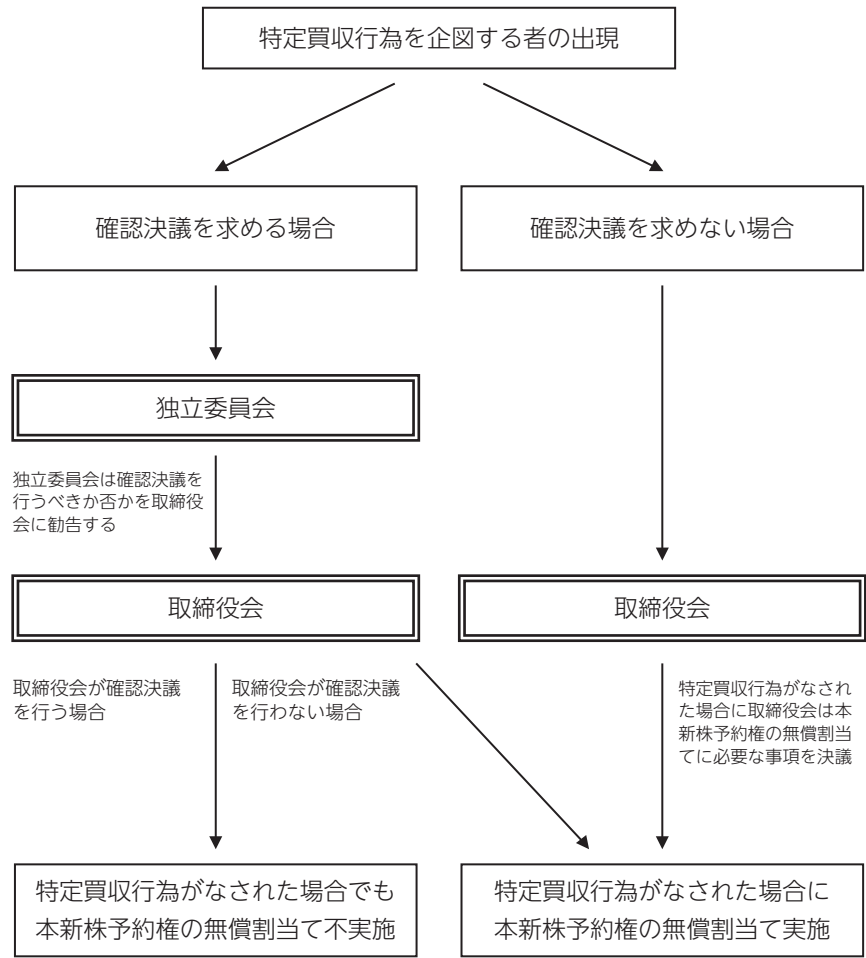
当社株式の保有状況概況（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数29,980,000株
2. 発行済株式の総数8,845,634株（普通株式）
3. 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	987	11.57
株式会社みずほ銀行	415	4.86
株式会社三菱UFJ銀行	415	4.86
日本生命保険相互会社	301	3.53
第一生命保険株式会社	297	3.48
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	278	3.25
酒井 一郎	275	3.23
ニチレキグループ株式会社	163	1.91
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	140	1.64
油研工業株式会社	134	1.57

（注）持株比率は自己株式（314,718株）を控除して計算しております。

本プランの手続の流れ



※別紙 4 は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本株主総会参考書類第 4 号議案の本文をご参照ください。

以 上

提供書面

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 経営方針

(1) 経営の基本方針

当企業グループは道路建設機械事業を通じて、国土開発という社会事業に貢献することを経営の基本方針としております。ユーザの方々に信頼のおける製品とサービスを提供すること、道路建設機械のスペシャリストとして常に技術の深耕を図り、道路事業の発展に有益な技術を創造して行くこと、そして道路建設機械で培った専門技術を周辺分野の事業にも役立てて行くことが、当企業グループの存在意義であり、責務であると考えております。

この基本方針に基づき、株主の皆様より出資された資金並びに社員の能力を最大限生かせる会社運営を行うことにより、株主の皆様の期待に応えられる業績を挙げて行くことに全力を尽くして参ります。

(2) 剰余金の処分に関する基本方針

当企業グループは道路建設機械の製造・販売を業とする公共性の高い業種であり、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、配当についても安定的な配当の継続を重視し、業績と健全な財務体質に裏付けられた成果の配分を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、事業の運転資金、事業戦略に基づく再投資、将来に備えた財務体質強化に有効活用するとともに、資金需要と経済性を考慮しつつ自社株式消却を実施して参ります。

(3) 中期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当企業グループは、国内建設投資の成熟化と激動する世界経済の中で現在成長の踊り場を迎えております。我々と致しましては、強みである道路建設機械事業の更なる専門化と国際化を会社の進むべき方向とし、事業構造革新を強力に進めて行く方針であります。この為、①国内事業の安定化、②海外事業の更なる拡大、③魅力ある新製品開発とサービスの提供を中期経営課題として定め、国際競争力の向上と国内外事業による安定的収益構造確立によって、中長期的な持続的成長と国際市場におけるトップメーカーとしての地位を目指して参ります。

(4) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

当社は、道路建設機械事業を通じて、国土開発という社会事業に貢献することを経営の基本方針とし、社会倫理に基づく「誠実で正しい姿勢」を常に追求しつつ、公明正大な自由競争の中で、世界のお客様から選択される社会的存在意義のある企業を目指しています。当社はこの理念を2007年6月制定の企業行動憲章の中で明確化し、ウェブサイト上に開示しております。この経営の基本方針に基づき、株主の皆様やお客様をはじめ、従業員・地域社会など全てのステークホルダーの方々との良好な関係を築くとともに、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、次の体制でコーポレート・ガバナンスの向上を図って参ります。

当社は企業統治体制として監査等委員会設置会社を選択し、監督機能強化の為、取締役会体制は独立社外取締役が全取締役の3分の1以上を占める構造とします。

取締役会の運営は、取締役会の監督機能と業務執行機能の分離徹底、取締役と執行役員の連携堅持を目的として、監督機能に重点を置いたモニタリング・ボード（全取締役）と、業務執行機能に重点を置いたマネジメント・ボード（全取締役＋全執行役員）の二つに取締役会を機能分割して運営します。

モニタリング・ボードとしての取締役会は、原則として四半期に一回、代表取締役の選解任、取締役の職務執行の監督を基本的な役割として、客観的かつ中長期的視点にたった経営の監督と、指名・報酬を含む経営の方向性に関する重要事項の審議を行うものとし、経営の監督機能に重点を置いた運営を行います。

マネジメント・ボードとしての取締役会は、取締役に全執行役員を加えて構成し、原則として月に一回、経営の基本方針と体制整備の決定、業務執行の決定を基本的な役割として、業務執行に関する重要事項の報告と審議を実施するものとし、経営の業務執行機能に重点を置いた運営を行います。

各監査等委員は、取締役として取締役会の審議に参加するとともに、監査等委員会として、取締役の職務執行の監査及び監査報告書作成、会計監査人の選解任議案決定、取締役の選解任及び報酬に関する意見決定を基本的な役割として、取締役の職務執行の妥当性・適法性について経営監視を実施します。

会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類の監査と会計監査報告書の作成、内部統制監査及び内部統制監査報告書の作成を行います。

このようなコーポレート・ガバナンス体制の下で当社は、取締役に對する実効性の高い監督と、公正かつ迅速な業務執行決定を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保して参ります。

2 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における当企業グループを取り囲む事業環境は、世界経済が調整局面に入中、物価上昇と金利高止まりが続くとともに、世界的選挙イヤーによる政策停滞、ウクライナ戦争とイスラエル戦争の混迷、米中対立に伴う保護貿易拡大など先行きの不確実性が高まり、建設機械市場も減速基調のまま推移しました。

このような情勢の下で当企業グループでは、価格改定と高付加価値化による収益構造改革、人的資本投資による雇用環境向上と現場技能者増強、生産調整強化による在庫適正化により、収益構造と人的組織能力と財務体質の強化を進めて参りました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、建設機械市場全体の在庫調整局面の中で国内外ともに販売が減少し、前年同期比15.6%減の278億5千万円となりました。営業利益は、売上減少とこれに伴う生産調整に伴い、前年同期比52.3%減の15億8千万円、経常利益は同55.0%減の14億9千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式残高の調整に伴う投資有価証券売却益3億6千万円の嵩上げにより、前年同期比41.2%減の14億3千万円となりました。

連結地域区分別売上高につきましては、次のとおりであります。

国内向け売上高は、国土強靱化加速化対策を背景とした堅調な政府建設投資が続きましたものの、度重なる価格改定前の駆け込み需要と物流と建設の残業上限規制に対して、だぶついた建設機械の流通在庫調整が続き、前年同期比16.2%減の120億円となりました。

海外向け売上高は、世界的に建設機械市場の調整局面が続き、前年同期比15.2%減の158億5千万円となりました。

北米向け売上高は、インフラ投資法を背景とした道路建設投資が続きましたものの、金利の高止まりが続く中でディーラ段階の在庫調整が強まり、前年同期比21.9%減の75億7千万円となりました。

アジア向け売上高は、選挙イヤーでASEAN市場全般の需要が停滞していましたが、タイとマレーシアで底入れの兆しが見られ、前年同期比7.2%減の70億2千万円となりました。

その他市場向け売上高は、主要市場が停滞する中、ODAによる道路維持補修機械案件が増加し、前年同期比12.2%減の12億5千万円となりました。

	第76期 (前連結会計年度) (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)	第77期 (当連結会計年度) (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	33,020	27,854	△5,166	△15.6
営業利益	3,318	1,583	△1,735	△52.3
経常利益	3,324	1,494	△1,829	△55.0
親会社株主に帰属する当期純利益	2,440	1,435	△1,004	△41.2

国内及び海外売上高は次の表のとおりであります。

仕向地区分	第76期 (前連結会計年度) (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)		第77期 (当連結会計年度) (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)		前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
国内	14,320	43.4	12,000	43.1	△2,320	△16.2
海外	18,699	56.6	15,853	56.9	△2,846	△15.2
北米	9,700	29.4	7,574	27.2	△2,125	△21.9
アジア	7,566	22.9	7,021	25.2	△545	△7.2
その他	1,432	4.3	1,257	4.5	△175	△12.2
合計	33,020	100.0	27,854	100.0	△5,166	△15.6

(注) 当連結会計年度における海外仕向地の各区分に属する主な国又は地域
北米・・・・・・・・・・アメリカ
アジア・・・・・・・・・・インドネシア、中国、メコン川周辺諸国
その他・・・・・・・・・・アフリカ、オセアニア、中南米等

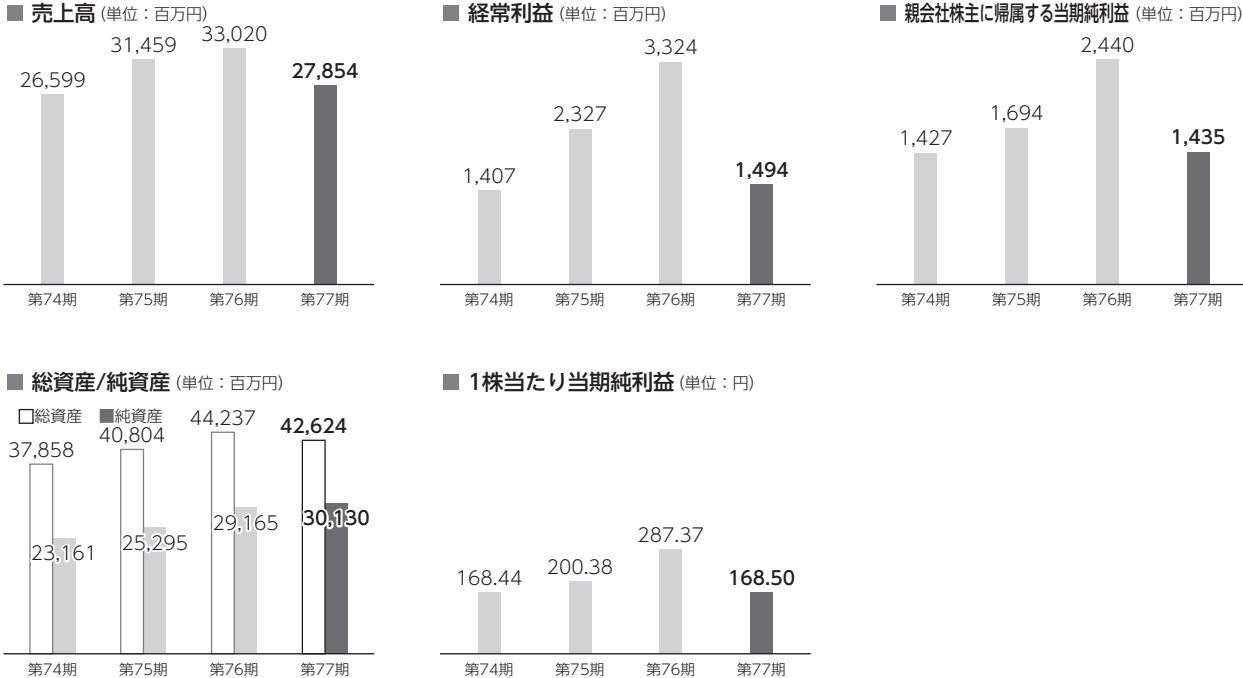
(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施致しました設備投資額は927百万円で、その主なものは、当社の生産設備増強等786百万円、海外子会社の生産設備増強等133百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新株式・社債発行等による資金調達は行っておらず、所要資金は自己資金及び銀行借入等によってまかなっております。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	第74期 (2022年3月期)	第75期 (2023年3月期)	第76期 (2024年3月期)	第77期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	26,599	31,459	33,020	27,854
経 常 利 益 (百万円)	1,407	2,327	3,324	1,494
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,427	1,694	2,440	1,435
1株当たり当期純利益 ^(注) (円)	168.44	200.38	287.37	168.50
純 資 産 (百万円)	23,161	25,295	29,165	30,130
総 資 産 (百万円)	37,858	40,804	44,237	42,624

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均の発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。なお、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

2. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第74期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

今後世界の建設機械市場は、短期的にはコロナ後の需要拡大期からの調整局面がしばらく続くものの、中期的には日米の大型インフラ投資計画や新興諸国におけるインフラ投資と鉱山開発の活発化、更には老朽化インフラの更新需要や災害対策など、建設機械の底堅い潜在需要が期待されますので、景気循環を経て底入れするものと予想しております。

一方足元では、第二次トランプ政権の誕生と世界の政治的パワーバランスの変化に伴い、これまでの自由貿易や安全保障体制の枠組みが大きく変化しつつあり、世界情勢の先行きは予断を許しません。

このような情勢の下で当企業グループでは、米国向け関税対策とサプライチェーンの修正を急ぐとともに、収益構造と人的組織能力の強化、市場環境変化に伴う競争戦略の再強化、ものづくり品質の底上げなど、この需要調整期間に経営の基礎基盤を固め直すことにより、市場回復期に向けた企業体質づくりを進めて参ります。

また引き続き中長期成長戦略として、アジア市場深耕と北米市場展開、海外事業領域拡大、新技術活用による次世代事業開発、需要変化対応力強化を進めるとともに、積極的にE S Gを推進し、中長期的な事業成長と企業価値向上を目指して参ります。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当企業グループは、当社及び子会社8社で構成され、主に建設機械、産業機械を製造し国内外に販売する他、他社製品である建設機械、産業機械等の仕入販売及び各事業に関連するその他の事業活動を展開しております。

事業区分及び主な商品・事業は次のとおりであります。

事業区分	主な商品・事業
建設機械 (道路舗装機械)	ロードローラ、タイヤローラ、コンバインドローラ、振動ローラ、タンピングローラ、ハンドガイドローラ、振動プレートコンパクタ、ランマ、部分品、建設機械関連電子機器の製造・販売、中古建設機械仕入販売
(道路維持補修機械)	ロードカッター、ロードスタビライザ、アスファルトフィニッシャ、排水性舗装機能回復車、部分品、建設機械関連電子機器の製造・販売、中古建設機械仕入販売
産業機械	散水車、アスファルトプラント、クラッシングプラント、アスファルトリサイクリングプラント、部分品、中古建設機械仕入販売
その他	道路舗装・補修工事請負、建設機械・産業機械の修理、その他

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当社の事業所

本社	東京都港区芝大門一丁目9番9号	
研究開発	開発本部	埼玉県川越市・久喜市
工場	生産センター	埼玉県川越市
アフターサービス	グローバルサービス部	埼玉県久喜市
営業所	札幌、仙台、関東（埼玉県久喜市）、名古屋、大阪、広島、福岡	

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
SAKAI AMERICA, INC.	米国ジョージア州 アデアーズビル	万米ドル 570	% 100	建設機械及び同部分品の製造・販売
P. T. SAKAI INDONESIA	インドネシア西ジャワ 州ブカシ県	万米ドル 1,275	% 100 (1.0)	建設機械及び同部分品の製造・販売
P. T. SAKAI SALES AND SERVICES ASIA	インドネシア西ジャワ 州ブカシ県	万米ドル 225	% 100 (60.4)	建設機械の製品及び部分品の販売、 アフターサービス業務
酒井工程机械（上海） 有限公司	中国上海市	万米ドル 580	% 100	建設機械及び同部分品の製造・販売
酒井機工株式会社	東京都港区	百万円 85	% 100	産業機械及び同部分品の製造・販売 中古建設機械の仕入・販売
東京フジ株式会社	埼玉県鴻巣市	百万円 72	% 100	建設機械及び同部分品の製造・販売
株式会社コモド	埼玉県久喜市	百万円 50	% 100	道路舗装、補修工事の設計、施工、 監理及び請負

(注) 出資比率の（ ）内は、間接出資比率で内数であります。

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
日 本	355名	11名増
米 国	67名	3名減
インドネシア	146名	3名減
中 国	54名	1名減
合 計	622名	4名増

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しており、この他に常勤嘱託が29名おります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
317名	12名増	40歳2月	13年6月

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者8名を除く）を表示しており、この他に常勤嘱託が26名おります。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株)三菱ＵＦＪ銀行	2,157
(株)みずほ銀行	1,197
(株)りそな銀行	300

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 29,980,000株

(2) 発行済株式の総数 8,845,634株

(3) 株主数 7,179名

(4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	987	11.57
(株)みずほ銀行	415	4.86
(株)三菱UFJ銀行	415	4.86
日本生命保険(株)	301	3.53
第一生命保険(株)	297	3.48
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	278	3.25
酒井一郎	275	3.23
ニチレキグループ(株)	163	1.91
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	140	1.64
油研工業(株)	134	1.57

(注) 持株比率は自己株式 (314,718株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員である者を除く)	5,600株	2名
取締役 (監査等委員)	1,000株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、38頁「4. (3)取締役の報酬等」に記載しております。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	酒井一郎	株式会社プロネクス社外取締役
取締役専務執行役員	水内健一	国内事業本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	清宮一志	
取締役 (監査等委員)	佐藤芳織	株式会社サトー代表取締役
取締役 (監査等委員)	朝倉陽保	HAマネジメント合同会社代表社員 住友商事株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐藤芳織及び取締役（監査等委員）朝倉陽保の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員・常勤）清宮一志氏は、長年当社経営企画業務を担当しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）佐藤芳織及び取締役（監査等委員）朝倉陽保の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 取締役清宮一志氏を、常勤の監査等委員に選定しております。その理由は、取締役会以外の重要な会議等に出席するほか、日常的に重要な情報を得られること、また、会計監査人及び内部監査部門等との連携を図ることにより得られた情報等を、他の監査等委員と共有化を図ることにより、監査等委員会の円滑な運営と効率的かつ監査の実効性を高めるためであります。
6. 2019年6月27日付けで執行役員制度の導入を行っております。2025年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりです。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	解田昌広	海外事業本部長
常務執行役員	安住泰典	SAKAI AMERICA, INC.取締役社長
常務執行役員	山中富美雄	生産センター長 サカイエンジニアリング(株)代表取締役社長
執行役員	吉川孝郎	管理部長、I R室長
執行役員	馬場 洋	P. T. SAKAI INDONESIA取締役社長
執行役員	原岡広信	酒井工程机械（上海）有限公司董事長
執行役員	中西信弘	国内営業部長
執行役員	秦 省吾	開発本部長
執行役員	井上敦彦	次世代事業開発部長

当社取締役のスキルマトリックス

	役職	氏名	経営	道路機械	グローバル	資本市場	管理	モノづくり	マーケティング
社内	代表取締役社長	酒井一郎	●	●	●	●	●		
社内	取締役 専務執行役員	水内健一		●					●
社内	取締役 (監査等委員)	清宮一志		●			●	●	
社外	取締役 (監査等委員)	佐藤芳織	●	●	●				●
社外	取締役 (監査等委員)	朝倉陽保	●		●	●	●		

当社執行役員のスキルマトリックス

役職	氏名	経営	道路機械	グローバル	資本市場	管理	モノづくり	マーケティング
常務執行役員	解田昌広		●	●				●
常務執行役員	安住泰典	●		●		●		
常務執行役員	山中富美雄	●	●	●			●	
執行役員	吉川孝郎				●	●		
執行役員	馬場 洋	●		●		●		
執行役員	原岡広信		●	●			●	
執行役員	中西信弘		●					●
執行役員	秦 省吾		●				●	
執行役員	井上敦彦		●			●		

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査等委員である取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、「コーポレートガバナンスに関する基本的考え方」における企業目標に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与する報酬体系として設計しています。

具体的には、「基本報酬」と単年度業績を反映した「期末賞与」、そして中長期的な企業価値向上へのインセンティブを目的とした「譲渡制限付株式報酬」により構成します。

①基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月次の固定報酬とします。各取締役の役職及び役割を基本とし、各期の業績及び担当業務における貢献等を総合的に勘案し、株主総会において定められた報酬限度額の範囲で決定します。

具体的には、従業員給与体系の延長線上にある役職別月次報酬表に基づき、各期業績及び貢献度等を勘案して決定します。報酬限度額につきましては、取締役（監査等委員を除く）は2015年6月26日開催の第67回定時株主総会において年額3億円以内（ただし使用人分給与は含まない）として決議され、監査等委員である取締役は2020年6月23日開催の第72回定時株主総会において年額5千万円以内と決議されております。

②業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

期末賞与は単年度業績を反映した現金賞与とします。単年度の財務業績及び非財務業績の総合評価に基づいて、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、各取締役の役職及び役割を踏まえ決定し、毎年6月に支給します。

③非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、取締役の中長期的視野に立った経営判断を促し、持続的な成長に向けた健全なインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を促進することを目的としています。割当個数（株数）は、各取締役の役職および役割等を踏まえ、株主総会において定められた報酬限度の範囲内で決定し、毎年7月に割り当てます。

譲渡制限付株式に関する報酬額は、2017年6月29日開催の第69回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）は年額89百万円以内、監査等委員である取締役は年額10百万円以内と決議されています。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

「基本報酬」と当期業績を反映した「期末賞与」、中長期インセンティブを目的とした「譲渡制限付株式報酬」の割合に関しては、企業価値の持続的向上に向けた取締役会の健全なチームワークとモチベーションに寄与する最も適切な支給割合を追求して行く方針とします。

なお、現状における取締役報酬の基本構成（標準）は、概ね次の配分率のとおりです。

	基本報酬	期末報酬	譲渡制限付株式
取締役（監査等委員を除く）	約50%	約25%	約25%
監査等委員である取締役	約70%	約15%	約15%

⑤報酬決定の委任

具体的な各取締役の個人別報酬については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で審議の上、取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会の決議によって代表取締役社長である酒井一郎氏が委任を得た上で、各取締役の報酬を決定します。

(4) 当事業年度に係る取締役（監査等委員を含む）の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	149,328	59,500	57,600	32,227	2
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36,392 (17,173)	21,937 (10,795)	8,700 (3,500)	5,754 (2,877)	3 (2)
合 計	185,721	81,438	66,300	37,982	5

(注) 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第67回定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）について年額3億円以内と決議いただいております（ただし、使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は11名であります。2020年6月23日開催の第72回定時株主総会において取締役（監査等委員）について年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）であります。また別枠で、2017年6月29日開催の第69回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬額として、取締役（監査等委員を除く）について年額89百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額10百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は11名、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	佐藤芳織	取締役会 17/19回 監査等委員会 11/14回	佐藤芳織氏は株式会社サトー代表取締役を務め、建設機械レンタルに関する豊富な経営経験と海外事業経験を持つ女性経営者で、当社の道路機械事業に関しても幅広い知見を当社の経営に反映していただきました。なお、当社と同氏及び株式会社サトーとの間には人的関係、資本関係はなく取引実績も当社当期連結決算における売上高0.1%程度と僅少です。
取締役 (監査等委員)	朝倉陽保	取締役会 19/19回 監査等委員会 14/14回	朝倉陽保氏はHAマネジメント合同会社代表社員を務め、プライベート・エクイティ・ファンドにおける長年の実績における資本市場及び企業価値向上に関する幅広い知見を当社の経営に反映していただきました。なお、当社と同氏及びHAマネジメント合同会社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認するとともに、前事業年度における職務執行状況や報酬見積の算定根拠並びに当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、合理的な報酬額であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、その状況を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員会全員の同意に基づき解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	26,611,283
現金及び預金	7,668,034
受取手形及び売掛金	5,339,465
電子記録債権	736,827
商品及び製品	5,267,680
仕掛品	1,146,451
原材料及び貯蔵品	5,123,865
その他	1,329,016
貸倒引当金	△58
固定資産	16,013,317
有形固定資産	7,884,830
建物及び構築物	3,188,839
機械装置及び運搬具	702,476
土地	3,521,819
リース資産	281,685
その他	190,008
無形固定資産	518,753
投資その他の資産	7,609,734
投資有価証券	5,661,936
繰延税金資産	301,760
その他	1,646,037
資産合計	42,624,601

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,429,707
支払手形及び買掛金	1,590,956
電子記録債務	1,884,375
短期借入金	4,804,492
未払法人税等	159,941
製品保証引当金	387,684
その他	1,602,257
固定負債	2,064,388
長期借入金	117,260
リース債務	495,758
繰延税金負債	1,058,923
退職給付に係る負債	246,770
その他	145,676
負債合計	12,494,096
純資産の部	
株主資本	24,034,365
資本金	3,381,692
資本剰余金	6,627,635
利益剰余金	14,436,335
自己株式	△411,297
その他の包括利益累計額	6,016,440
その他有価証券評価差額金	3,181,536
為替換算調整勘定	2,846,230
退職給付に係る調整累計額	△11,325
非支配株主持分	79,697
純資産合計	30,130,504
負債純資産合計	42,624,601

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		27,854,055
売上原価		20,179,460
売上総利益		7,674,595
販売費及び一般管理費		6,090,829
営業利益		1,583,765
営業外収益		
受取利息	14,670	
受取配当金	192,372	
その他	46,605	253,648
営業外費用		
支払利息	201,175	
為替差損	59,925	
金融手数料	73,997	
その他	7,869	342,967
経常利益		1,494,446
特別利益		
固定資産売却益	513	
投資有価証券売却益	366,167	366,681
税金等調整前当期純利益		1,861,128
法人税、住民税及び事業税	450,801	
法人税等調整額	△29,030	421,771
当期純利益		1,439,356
非支配株主に帰属する当期純利益		3,402
親会社株主に帰属する当期純利益		1,435,953

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,337,367	6,583,310	14,191,837	△409,977	23,702,538
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	44,325	44,325			88,650
剰余金の配当			△1,191,456		△1,191,456
親会社株主に帰属する当期純利益			1,435,953		1,435,953
自己株式の取得				△1,319	△1,319
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	44,325	44,325	244,497	△1,319	331,827
当期末残高	3,381,692	6,627,635	14,436,335	△411,297	24,034,365

	その他の包括利益累計額				非 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,380,016	2,027,177	△15,878	5,391,315	72,012	29,165,866
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						88,650
剰余金の配当						△1,191,456
親会社株主に帰属する当期純利益						1,435,953
自己株式の取得						△1,319
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△198,479	819,052	4,552	625,125	7,684	632,810
連結会計年度中の変動額合計	△198,479	819,052	4,552	625,125	7,684	964,637
当期末残高	3,181,536	2,846,230	△11,325	6,016,440	79,697	30,130,504

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	13,126,636
現金及び預金	3,307,813
受取手形	279,423
売掛金	3,181,204
電子記録債権	726,370
商品及び製品	2,956,300
仕掛品	478,380
原材料及び貯蔵品	1,566,790
前払費用	130,034
未収入金	457,682
短期貸付金	382
その他	42,253
固定資産	13,069,669
有形固定資産	3,557,931
建物	1,172,029
構築物	266,959
機械及び装置	135,601
車両運搬具	10,036
工具、器具及び備品	93,028
土地	1,588,240
リース資産	279,219
建設仮勘定	12,816
無形固定資産	502,600
ソフトウェア	164,130
リース資産	331,149
その他	7,320
投資その他の資産	9,009,137
投資有価証券	5,625,017
関係会社株式	1,676,056
関係会社出資金	370,881
団体生命保険金	1,180,313
長期前払費用	4,348
敷金	96,089
その他	56,430
資産合計	26,196,305

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,550,733
支払手形	95,041
買掛金	1,169,912
電子記録債務	1,886,682
短期借入金	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	100,000
リース債務	151,226
未払金	345,583
未払費用	382,956
未払法人税等	59,854
前受金	72,048
預り金	17,987
製品保証引当金	69,000
その他	440
固定負債	1,724,169
リース債務	476,428
資産除去債務	8,984
繰延税金負債	1,144,820
長期未払金	93,602
その他	333
負債合計	7,274,902
純資産の部	
株主資本	15,756,541
資本金	3,381,692
資本剰余金	6,867,058
資本準備金	6,850,710
その他資本剰余金	16,348
利益剰余金	5,919,087
利益準備金	778,799
その他利益剰余金	5,140,287
固定資産圧縮積立金	40,730
価格変動積立金	65,168
海外市場開拓積立金	6,265
別途積立金	500,000
繰越利益剰余金	4,528,123
自己株式	△411,297
評価・換算差額等	3,164,861
その他有価証券評価差額金	3,164,861
純資産合計	18,921,403
負債純資産合計	26,196,305

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		19,075,465
売上原価		14,507,668
売上総利益		4,567,796
販売費及び一般管理費		4,477,251
営業利益		90,544
営業外収益		
受取利息	17,448	
受取配当金	565,515	
雑収入	21,698	604,662
営業外費用		
支払利息	27,904	
為替差損	13,548	
金融手数料	67,754	
雑損失	8,025	117,233
経常利益		577,973
特別利益		
固定資産売却益	513	
投資有価証券売却益	366,167	366,681
税引前当期純利益		944,655
法人税、住民税及び事業税	85,767	
法人税等調整額	57,256	143,023
当期純利益		801,631

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合 計
						固 定 資 産 圧縮積立金	価 格 変 動 積 立 金	海 外 市 場 開 拓 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	3,337,367	6,806,385	16,348	6,822,733	778,799	40,730	65,168	6,265	500,000	4,917,948	6,308,912
事業年度中の変動額											
新株の発行	44,325	44,325		44,325							
剰余金の配当										△1,191,456	△1,191,456
当期純利益										801,631	801,631
自己株式の取得											
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	44,325	44,325	－	44,325	－	－	－	－	－	△389,825	△389,825
当期末残高	3,381,692	6,850,710	16,348	6,867,058	778,799	40,730	65,168	6,265	500,000	4,528,123	5,919,087

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△409,977	16,059,036	3,359,074	19,418,110
事業年度中の変動額				
新株の発行		88,650		88,650
剰余金の配当		△1,191,456		△1,191,456
当期純利益		801,631		801,631
自己株式の取得	△1,319	△1,319		△1,319
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）			△194,212	△194,212
事業年度中の変動額合計	△1,319	△302,494	△194,212	△496,707
当期末残高	△411,297	15,756,541	3,164,861	18,921,403

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

酒井重工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大橋 佳之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 並木 俊朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、酒井重工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、酒井重工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

酒井重工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大橋 佳之
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 並木 俊朗
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、酒井重工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役及び執行役員の職務の執行に関して各監査等委員から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

I. 監査等委員の監査の方法及びその概要

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（当社企業集団の内部統制に係る体制全般）について、取締役及び執行役員等から構築及び運用の状況について定期的職務に執行状況を聴取し、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施いたしました。

1. 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度に係る監査の方針、監査計画を定め、職務分担等に従い、重点監査項目として、①取締役の職務の適法性、監査機能、②執行役員の業務執行機能、③当社企業グループの内部統制システム、コーポレートガバナンス、ESG・SGDs取組みの整備・運用状況、④子会社及び主要事業所等の監査対応を設定し、会計監査人及び内部監査部門との連携の上、主要事業所の実地棚卸立会、国内営業所への往査し、その結果の報告を受けるほか、重要な会議及び定例会議等に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決算書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産状況を調査し、必要に応じて報告を求め、意見を表明いたしました。

また、国内・海外子会社については、毎月開催される親会社の取締役会の席上、担当取締役又は執行役員から事業及び財産並びに経営上のリスク管理の状況等の報告を受けるほか、国内子会社の定例取締役会に出席し、取締役及び監査役との意思疎通、情報交換を図るとともに、会計監査人及び内部監査部門等による往査立会あるいは往査結果報告会に出席し、事業及び財産並びに経営上のリスク管理の状況を必要に応じて報告を求め、意見を表明いたしました。

また、海外子会社については、会計監査人及び内部監査部門等による往査立会、あるいは往査結果報告会に出席し、事業及び財産並びに経営上のリスク管理の状況等を必要に応じて報告を求め、意見を表明いたしました。

2. 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
3. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視し検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

Ⅱ. 監査の結果

1. 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- ② 取締役及び執行役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に義務違反する事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。内部統制システムの監査については、業務及び財産の状況、法令遵守体制及びリスクの管理体制の内部統制システムを調査し、監査に関する事業報告の記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同利益を損なうものではなく、且つ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

2. 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

酒井重工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 清宮 一志 ㊞
(常勤)

監査等委員 佐藤 芳織 ㊞

監査等委員 朝倉 陽保 ㊞

(注) 監査等委員佐藤芳織、朝倉陽保は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区芝公園一丁目5番10号

芝パークホテル 2階ローズ

下 車 駅

J R 「浜松町」 駅

北 口 から徒歩約8分

地下鉄 都営三田線 「御成門」 駅

A2 出口 から徒歩約2分

都営浅草線・大江戸線 「大門」 駅

A6 出口 から徒歩約4分



お願い

駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。